

令和7年 第9回農業委員会総会 議事録

1. 日 時	令和7年8月8日（金） 午後3時00分～
2. 場 所	にかほ市温泉保養センターはまなす
3. 委員総数	12名
4. 出席した委員（10名）	1番 佐藤久美子 2番 佐々木鋼記 3番 加藤朋光 5番 佐々木唯翔 6番 斎藤一成 7番 森 孝良 9番 須田 久 10番 石井智代 11番 巴 朋之 12番 遠藤 豊
5. 欠席した委員（2名）	4番 佐々木純子 8番 須藤孝子
6. 総会議長	会長 遠藤 豊
7. 議事録署名委員	9番 須田 久 10番 石井智代
8. 出席した事務局職員	事務局長 佐藤孝司 副主幹班長 村上裕子 副主幹 齋藤雄介
9. 議事日程	第1 議事録署名委員の指名 第2 会議書記の指名 第3 会期の決定 第4 諸般の報告 第5 議案審議
報告第12号	農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について ・・・【1件】
報告第13号	農地の転用事実に関する照会について ・・・【2件】
報告第14号	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について ・・・【1件】

議案第 25 号

農地法第 3 条の規定による権利設定の件について

・・・【50 件】

議案第 26 号

農用地利用集積等促進計画案に関する承認について

・・・【15 件】

◆事務局長

ただ今より、令和 7 年第 9 回にかほ市農業委員会総会を開会いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(開会 午後 3 時 00 分)

◇会長

お盆前の大変お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。6月末から 8 月になっても、なかなか雨が降らなかったわけですが、8 月 5 日の早朝に大雨が降り、何とか稻も出穂に間に合ったかなといったところです。ちなみに 7 月の降水量は、湯沢市で 7 月平均の 20 %、由利本荘市で 15 %、にかほ市で 14 % というように、まるっきり雨がなかったわけあります。一昨日、土地改良区に行き、にかほ市で何か苦情はなかったかと聞いたところ、金浦、象潟ではほとんどなく、仁賀保で 2、3 件あったという程度で、にかほ市は水不足での混乱はなかったということです。鳥海山からの水の恵みがあったからこそ、何とか凌げたのかと思ったところです。本日は総会の後、合同会議を予定しておりますので、円滑な進行にご協力をお願いします。

◆事務局長

ありがとうございました。

それでは、これより議事に移ります。議事の進行は、にかほ市農業委員会会議規則第 6 条の規定に基づき、会長が議長になりまして進めさせていただきます。会長、よろしくお願いします。

◇議長

それでは、審議に入る前に欠席者を報告します。4 番 佐々木純子委員、8 番 須藤孝子委員より欠席の届け出がありました。

ただ今の出席委員は、委員総数 12 名中、10 名です。出席委員は過半数に達しております。よって本日の会議は成立いたします。

◇議長

日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

9 番 須田久委員、10 番 石井智代委員の両名にお願いいたします。

◇議長

日程第 2 会議書記を指名いたします。

会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。

- ◇議長　　日程第3　会期の決定の件を議題といたします。
会議の会期は、本日1日限りと決定することにご異議ございませんか。
- ・・・〈異議なしの声あり〉・・・
- ◇議長　　ご異議ないようですので、会期は本日1日限りといたします。
- ◇議長　　日程第4　諸般の報告
7月11日に第26回由利畜産共進会に私が出席しております。
- ◇議長　　日程第5　議案審議に入ります。
報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について を上程します。事務局の説明を求めます。
- ◆事務局長　　報告第12号を説明いたします。議案書は5ページです。
報告第12号は、新たに賃借権を設定するため、親子間の使用賃借権を解約するものです。なお、新たな賃借権の設定として、議案第25号-15へ上程されています。
- ◇議長　　報告第12号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。
- ・・・〈なしの声あり〉・・・
- ◇議長　　ご質問、ご意見等ないようですので、報告第12号については、同意することに決定してご異議ございませんか。
- ・・・〈異議なしの声あり〉・・・
- ◇議長　　ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。
- ◇議長　　次に、報告第13号 農地の転用事実に関する照会について を上程します。事務局の説明を求めます。
- ◆事務局長　　報告第13号を説明いたします。議案書は6ページからです。
農地の転用事実に関する照会が、秋田地方法務局本荘支局よりありました。
始めに、報告第13号-1について説明します。公図、位置図、

現況写真を7ページから9ページに記載しておりますが、申請地は横岡字目貫谷地地区にある地目が「畑」の農地です。所有者は県外在住で、相続により農地を取得したものです。9ページの住宅地図にあるとおり、鶴泉荘から中島台に向かった安倍商店の近くの住宅に隣接する農地となっています。住宅は長らく空き家となっている状態で、8ページの現況写真のとおり木々に覆われており、申請地の特定も難しい状態となっています。木々を分け入り申請地の確認をしましたが、道路側からも住宅側からも到達するには困難が伴い、畠地に回復するには樹木の伐採の他、土木作業が必要と推察され、農地として管理することは難しいと判断します。現地は、齋藤一成委員、巴職務代理より確認していただいております。

続いて、報告13号-2について説明します。全部で4筆となります。公図、位置図、現況写真を10ページから18ページに記載しておりますが、申請地は、象潟町大砂川地区にある地目が「田」の農地2筆と「畑」の農地2筆です。18ページ「位置図」に申請地の位置関係を①から④で示しておりますので、ご参照ください。

①の「田」は、集落から100メートル程山側に分け入った場所にある農地となっており、申請地の他の田も併せて2反歩弱の農地となっていますが、11ページの現況写真のとおり、山林の一部となっています。他の田の所有者も、現在はこの場所の農地管理は行っておらず、農道が整備されていないため、機械が入ることは困難な場所となっています。

②の「畑」、③の「田」はいずれも高速道路用地の残地であり、面積が小さく形も不整形なことから農地として管理することは難しくと判断します。13ページの「畑」は西側が竹林で、用地特定のため伐採しておりますが、竹林の一部となっており、作物の生育は困難な用地となっています。15ページの「田」も高速道路と隣接する「田」の緩衝地のようになっており、耕作することは困難と判断します。

④の「畑」は、元の所有者が住んだ自宅に隣接する用地で、庭園と一緒に管理していた様ですが、数年前の水害で山から水が流れ込み、庭園の庭石などが崩れた状態で、作物の耕作は困難な状態となっています。現地は、巴職務代理、須藤正喜推進委員より確認していただいております。

以上のことから申請のあった5筆全てについて、法務局へは「非農地」として回答しております。

◇議長

報告第13号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

- ◇議長 巴職務代理、何か補足することはありませんか。
- ◇11番 巴委員 高速道路の残地は、すごく目に付いてきており、これから益々増えていくものと思っております。
- ◇議長 他にご質問、ご意見等ございませんか。
- ◇7番 森委員 今回、申請者名が亡〇〇相続財産とありますが、この件についてお話し願います。
- ◆村上班長 本来は、亡〇〇相続財産管理人弁護士〇〇となっているのだと思われますが、法務局から来た通知の通りに申請者名を記載しております。農地台帳の名義人も相続財産管理人となっており、血縁者が皆、相続放棄をされたので、相続財産の管理人を立てているということになります。
- ◇7番 森委員 こういう場合もあるということで、理解いたしました。
- ◇議長 他にご質問、ご意見等ございませんか。
- ・・・〈なしの声あり〉・・・
- ◇議長 ご質問、ご意見等ないようですので、報告第13号については、同意することに決定してご異議ございませんか。
- ・・・〈異議なしの声あり〉・・・
- ◇議長 ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。
- ◇議長 次に、報告第14号 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について を上程します。事務局の説明を求めます。
- ◆事務局長 報告第14号を説明いたします。議案書は19ページからです。報告第14号は、象潟前川地区ほ場整備区域内に農作業用通路として200m²未満の砂利敷きをするため届出があったものです。申請者は農事組合法人象潟ファームで、ほ場整備事業における「創設非農用地換地取得予定者」として事業実施者である県知事から承諾を得ていることから、現在の登記所有者の同意を得て届出を受理

したものです。21ページの「計画平面図・配置図」にあるとおり将来的には他の筆と併せて格納庫や駐車場、プール育苗施設を設置する予定となっていますが、今回は、敷地内のパイプハウスを利用するため市道に接続する作業用道路について整備するものです。

◇議長

報告第14号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見等ないようですので、報告第14号については、同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声あり〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第25号 農地法第3条の規定による権利設定の件について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第25号を説明いたします。議案書は23ページからです。議案第25号については、件数は50件ありますが、ほとんどが賃借権及び使用賃借権の期間満了による再設定です。

議案第25号-1から11は、賃借権の再設定です。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりです。

議案第25号-12から15は、受人が同一の法人です。12は賃借権の再設定で、13と14は、渡人が同一の賃借権と使用賃借権の再設定です。15は報告第12号に係る農地で、法人の経営規模拡大により周辺農地一帯を耕作するため、賃借権を新設するものです。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりです。

議案第25号-16から20は、賃借権の再設定です。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりです。

議案第25号-21と22は、使用賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりです。

議案第25号の23から38は、賃借権の再設定です。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりです。

議案第25号-39は、賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりです。

議案第25号-40から42は、賃借権の再設定です。それぞれ

の契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりです。

議案第25号ー43から47は、使用貸借権の再設定です。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりです。

議案第25号ー48から50は、受人が同一の法人で、賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりです。

◇議長 議案第25号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

◇3番 加藤委員 3条の賃借権の再設定ですが、議案書に賃借期間の記載がある方が分かりやすいと思うのですが、いかがですか。

◆事務局長 次回総会から議案書に賃借期間を記載したいと思います。

◇議長 暫時休憩します。 (午後3時25分)

◇議長 再開します。 (午後3時31分)

◇議長 他にご質問、ご意見等ございませんか。

・・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、議案第25号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長 次に、議案第26号 農用地利用集積等促進計画案に関する承認について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長 議案第26号は、全て農地中間管理事業を活用した権利設定であります。賃借権の新設が11件、使用貸借権の新設が3件、賃借権の再設定が1件です。
まずは、議案第26号ー1から12について説明いたします。
議案書は51ページからになります。

議案第26号ー1と2は、賃借権、使用貸借権の新設です。受人

がこれまで契約していた農地を機構契約に切り替えたものであります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第26号ー3は、渡人の規模縮小による法人への賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第26号ー4から12は、受人が同一で、4は賃借権の再設定、5は使用賃借権の新設です。6から11は賃借権の新設で12は使用賃借権の新設です。受人がこれまで契約していた農地を機構契約に切り替えたもので、それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

◇議長

議案第26号ー1から12の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第26号ー1から12について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、承認することに決定いたします。

◇議長

次の議案、議案第26号ー13から15は、5番 佐々木唯翔委員と関連がございます。農業委員会等に関する法律第31条及びにかほ市農業委員会会議規則第18条、議事参与の制限に該当しますので、5番 佐々木唯翔委員は退席願います。

〈5番 佐々木唯翔委員 退席〉 (午後3時35分)

◇議長

議案第26号ー13から15について、事務局の説明を求めます。

◆事務局長

それでは、議案第26号ー13から15を説明いたします。議案書は58ページからです。

議案第26号ー13から15は、受人が同一の法人で経営規模拡大による賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

◇議長

議案第26号ー13から15の説明が終わりました。ご質問、ご

意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、議案第26号－13から15について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、承認することに決定いたします。

◇議長 5番 佐々木唯翔委員の入室を許可します。

〈5番 佐々木唯翔委員 着席〉 (午後3時37分)

◇議長 以上をもって、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもちまして、総会を閉会いたします。皆さん大変ご苦労様でした。

(閉会 午後3時38分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

令和7年8月8日

議事録署名委員

総会議長 会長 印

委 員 9番 印

委 員 10番 印